

<TOKYU CARD>カード会員規約	
改定前	改定後
第26条（その他承諾事項）	第26条（その他承諾事項） <u>3. 当規約、その他特約等は電磁的方法により提供いたします。</u>
<p>お問合せ先 東急カード株式会社 （本社）〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー ナビダイヤル 0570-026-109 <ナビダイヤルにつながらない方> （東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725</p> <p>貸金業者登録番号 関東財務局長（13）第00172号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第80号</p> <p>貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15</p>	<p>お問合せ先 東急カード株式会社 （本社）〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー ナビダイヤル 0570-026-109 <ナビダイヤルにつながらない方> （東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725</p> <p>貸金業者登録番号 関東財務局長（14）第00172号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第80号</p> <p>貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15</p>
<TOKYU CARD>カード法人会員規約（ビジネスカード用）	
改定前	改定後
第24条（その他の承諾事項）	第24条（その他の承諾事項） <u>3. 当規約、その他特約等は電磁的方法により提供いたします。</u>
<p>お問合せ先 東急カード株式会社 （本社）〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー ナビダイヤル 0570-026-109 <ナビダイヤルにつながらない方> （東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725</p> <p>貸金業者登録番号 関東財務局長（13）第00172号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第80号</p> <p>貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 0570-051-051</p>	<p>お問合せ先 東急カード株式会社 （本社）〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー ナビダイヤル 0570-026-109 <ナビダイヤルにつながらない方> （東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725</p> <p>貸金業者登録番号 関東財務局長（14）第00172号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第80号</p> <p>貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 0570-051-051</p>
<TOKYU CARD>カード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）	
改定前	改定後
第26条（その他の承諾事項）	第26条（その他の承諾事項） <u>3. 当規約、その他特約等は電磁的方法により提供いたします。</u>
<p>お問合せ先 東急カード株式会社 （本社）〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー ナビダイヤル 0570-026-109 <ナビダイヤルにつながらない方> （東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725</p> <p>貸金業者登録番号 関東財務局長（13）第00172号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第80号</p> <p>貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 0570-051-051</p>	<p>お問合せ先 東急カード株式会社 （本社）〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー ナビダイヤル 0570-026-109 <ナビダイヤルにつながらない方> （東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725</p> <p>貸金業者登録番号 関東財務局長（14）第00172号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第80号</p> <p>貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 （当社が契約する指定紛争解決機関） 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 0570-051-051</p>

個人情報の取扱いに関する同意条項	
改定前	改定後
<p>東急カード株式会社 〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー 貸金業者登録番号 関東財務局長(13)第00172号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第80号</p> <p>■個人情報保護管理者 当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報保護管理責任者(コンプライアンス担当部門担当役員)を設置しております。</p>	<p>東急カード株式会社 〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー 貸金業者登録番号 関東財務局長(14)第00172号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第80号</p> <p>■個人情報保護管理者 当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報保護管理責任者(コンプライアンス担当部門担当役員)を設置しております。</p>
<TOKYU CARD ClubQ JMB>カード特約	
改定前	改定後
<p>第11条(JAL ICサービスの取扱い)</p> <p>1. 会員は、JAL ICサービスのひとつである、電子化されたJAL利用クーポン(以下「JAL IC利用クーポン」という)をカード内のICチップに蓄積して使用することができます。JAL IC利用クーポンの利用に際しては、日本航空が別途定めるところに従うものとします。</p> <p>2. 会員は、JAL IC利用クーポンを、専用の口座(以下「JAL IC利用クーポン口座」という)からICチップへ移行(以下「チャージ」という)させることができ、また、一旦チャージしたJAL IC利用クーポンを、所定の手続によりJAL IC利用クーポン口座へ再度戻す(以下「口座戻し」という)こともできます。</p> <p>3. 会員は、カード更新や退会、ならびに紛失・盗難などを除くカード再発行の際に、これまで使用していたカードにJAL IC利用クーポンが蓄積されている場合には、これを使いきるか、または、会員自身のJAL IC利用クーポン口座へ口座戻しした後、新しいカードにチャージするなどの手続をするものとします。</p> <p>4. カードの紛失・盗難などが生じた場合、カード内に蓄積されていたJAL IC利用クーポンに関して当社および日本航空は口座戻しを拒否するものとします。</p> <p>5. 会員が、JAL IC利用クーポンが蓄積されたカードを当社に返却した場合は、会員として当該JAL IC利用クーポンに関する一切の権利を放棄したものと当社および日本航空が取り扱うことを異議なく承諾します。ただし、当社からの要請でカードを返却する場合はこの限りではありません。</p> <p>6. 前項にかかわらず、会員がカードの返却を求められたことによりJAL ICサービスを利用できないことで会員に生じた損害(逸失利益、機会損失を含む)について、当社および日本航空は責任を負わないものとします。</p>	(削除)
第12条(ClubQ機能の変更)	第11条(ClubQ機能の変更)
第13条(特約の変更)	第12条(特約の変更)
<TOKYU CARD ClubQ JMB PASMO>カード特約	
改定前	改定後
<p>第5条(<TOKYU CARD>カード機能およびPASMO機能の有効期限)</p> <p>5. JAL IC利用クーポンの残高の取扱いについては、日本航空の定めるJAL IC利用クーポンの利用規約に従うものとします。</p>	<p>第5条(<TOKYU CARD>カード機能およびPASMO機能の有効期限)</p> <p>(削除)</p>
<p>第6条(盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行)</p> <p>3. JAL IC利用クーポンの残高の取扱いについては、日本航空の定めるJAL IC利用クーポンの利用規約に従うものとします。</p>	<p>第6条(盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行)</p> <p>(削除)</p>